

府政土第 278 号
令和 6 年 4 月 12 日

玖珠町長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく注視区域及び特別注視区域の指定について（通知）

標記について、重要施設及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 5 条第 5 項及び同法第 12 条第 5 項に基づき別紙のとおり通知します。

なお、注視区域及び特別注視区域の区域内にある土地等について、開発計画・開発行為等の情報を把握された場合は、情報共有いただくなど、引き続き法の適正な執行への御協力をお願いします。

区域一覧

名称	所在市町村名	注視区域／ 特別注視区域	指定の事由	ページ
玖珠駐屯地	大分県玖珠郡玖珠町	注視区域	防衛関係施設（部隊等の活動拠点となる施設）	P1

区域図



この地図は、地理院地図に区域情報を追記して作成しています。国土地理院発行2万5千分1地形図相当の誤差を有しております。
また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差が含まれます。本図は、令和5年12月時点のものです。